平成２２年（フ）第３６７号
埼玉県東松山市松山町１丁目13番８号　鈴美荘202
債務者　廣岡　礼子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２８１号
札幌市東区北18条東12丁目３番14号　ホワイトハイツ101号
債務者　佐古岡　裕
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３８４号
札幌市北区新琴似７条12丁目１番18号
債務者　阿部　隆幸（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４６１号
札幌市南区真駒内332番地162
債務者　白木　真弓
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５３８号
札幌市北区拓北７条２丁目10番６号
債務者　松下　剛
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５３９号
札幌市北区拓北７条２丁目10番６号
債務者　松下　秀子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５６６号
札幌市厚別区厚別南２丁目19番１―307号
債務者　福家　和枝
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６１８号
札幌市北区屯田８条９丁目４番14―102号
債務者　吉田　哲夫
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６８９号
札幌市豊平区中の島１条５丁目３番11―401号
債務者　阿部　薫
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６９０号
札幌市豊平区中の島１条５丁目３番11―401号
債務者　阿部　麻文（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７０９号
札幌市豊平区平岸２条９丁目１番17号　高田マンション２号
債務者　櫻庭惠美子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７３１号
北海道恵庭市和光町２丁目５番２―101号
債務者　三好健太郎
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７５８号
北海道千歳市東郊１丁目４番６号
債務者　中上　清治
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７６５号
札幌市東区北41条東６丁目３番10―602号
債務者　笹沼　由起（旧姓小暮）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７８９号
札幌市東区北37条東９丁目１番30号　常幸ハイツ102号
債務者　山口　緑
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７９１号
札幌市東区北35条東１丁目５番17―101号
債務者　室町真菜美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８０５号
札幌市豊平区月寒東３条５丁目４番21号　サンタバサ月寒東壱番館203号
債務者　石山久美子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８１７号
札幌市白石区本郷通２丁目北４番18号　トキワハイツ202号
債務者　菊地美由紀
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部